

## 臓器の移植に関する法律 附則5項

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)

### 5. 虐待を受けた児童への対応等

#### ○ 対応の原則

- ・ 虐待を受けた児童が死亡した場合に臓器が提供されないよう、移植医療に従事する者が虐待が行われた疑いの有無を確認。
- ・ 脳死、心臓死の区別に関わらず、虐待が行われた疑いのある児童（18歳未満）が死亡した場合は、臓器の摘出は行わない。

#### ○ 児童からの臓器提供を行うための要件、手続き

##### ① 必要な体制整備

虐待防止委員会等の院内体制の整備、対応マニュアル等の整備

##### ② 虐待が行われた疑いの有無の確認

①の院内体制のもとで、虐待の有無を確認する

##### ③ 臓器提供を行う場合の対応

- ・ 事前に、虐待防止委員会の委員等と情報共有し、助言を得る
- ・ 臓器の摘出に当たっては、倫理委員会等で上記の手続を経たか確認の上、可否を判断する
- ・ 検視等の犯罪捜査に関する手続が行われる場合は、連携を図る

# 医療機関から児童相談所<sup>※</sup>に対する照会への対応状況について

※都道府県が設置するものに限る。

- ・医療機関が児童相談所に照会を行った場合、回答が得られることができるとしているのは、47都道府県中11県。うち、いくつかの県では、個人情報保護審査会等に諮問し、児童相談所が照会に対応できる旨の答申を受けている。
- ・11県中6県は、児童相談所から回答を得る際に特定の条件が必要となっている。

【問1】医療機関から児童相談所に対して当該児童に係る虐待への児童相談所の対応状況等に関して照会を行った場合、医療機関は回答を得ることができますか。

|                                   |    |         |
|-----------------------------------|----|---------|
| ① 回答を得ることができる（②に該当する場合は除く。）       | 4  | (8.5%)  |
| ② 臓器提供を行う（検討している）場合に限り回答を得ることができる | 7  | (14.9%) |
| ③ 回答が得られるようにするために検討中              | 34 | (72.3%) |
| ④ 回答を得ることはできない（検討の予定もない）          | 2  | (4.3%)  |

11  
(23.4%)

（問1で①又は②と回答した都道府県への質問）

【問2】医療機関が児童相談所から回答を得るための条件（当該児童の親権者の同意等）はありますか。

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 問1で①と回答<br>(山形県、埼玉県、長野県、山口県)              | ①条件がない | 1 |
|   | ②条件がある | 3 |
| 問1で②と回答<br>(秋田県、神奈川県、新潟県、愛知県、愛媛県、福岡県、大分県) | ①条件がない | 4 |
|   | ②条件がある | 3 |

【回答を得るための条件（例）】

- ・ 通告の文書形式であること
- ・ 各ケース毎に判断し対応
- ・ 親権者（児童の法定代理人）等の同意、承諾
- ・ 保護者の同意書及び児童相談所からの虐待情報を保護者に開示しないこと 等

**(問1で①又は②と回答した都道府県への質問)**

|  |   |
|--|---|
| <b>【問3】 医療機関が児童相談所から回答を得られるよう対応することとなった理由は何ですか。(複数回答可)</b> |   |
| ① 医療機関から要望があったため。  | 1 |
| ② 改正臓器移植法が成立・施行したため  | 7 |
| ③ (改正臓器移植法とは無関係に) 以前から回答が可能となっていた。                         | 3 |
| ④ その他  | 3 |

- (④その他の内容)
- ・児童の福祉を優先した対応をしているため。
  - ・個人情報保護条例により本人同意があれば提供可能なため。
  - ・児童相談所から、対応について統一するよう要望があったため。

**(問1で③と回答した都道府県への質問)**

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| <b>【問4】 現在の検討状況について教えてください。</b> |    |
| ① 担当部局内で検討中                     | 28 |
| ② 個人情報保護審査会へ諮問中                 | 0  |
| ③ その他                           | 6  |

- (③その他の内容)
- ・個人情報保護審議会への諮問に向けて準備中(2)
  - ・関係部局及び医療機関と検討中(2)
  - ・個人情報の条例所管局と協議中
  - ・虐待事案は多様な様態であるため、どこまで開示するか苦慮している。

**(問1で④と回答した都道府県への質問)**

|   |   |
|---|---|
| <b>【問5】 医療機関が児童相談所から回答が得られるよう対応する予定がない理由は何ですか。(複数回答可)</b> |   |
| ① 医療機関からの要望がないため  | 1 |
| ② 児童相談所側の協力が得られないため                                       | 0 |
| ③ 制度上の担保はないが、事実上は行われているため                                 | 0 |
| ④ 児童相談所からの回答が臓器提供の必須の要件ではないため制度上の担保はないが、事実上は行われているため      | 1 |
| ⑤ 既に個人情報保護審査会で不可の答申を得ているため                                | 0 |
| ⑥ その他   | 1 |

- (⑥その他の内容)
- ・医療機関から児童相談所への照会に関する要望が出された時点で検討予定。